

岐阜県公報

第 三 千 四 十 三 号
平 成 三 十 一 年 四 月 二 十 六 日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県自然公園法施行
細則の一部を改正する規則
知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施
行規則の一部を改正する規則

(環境企画課) 二五〇^{ページ}
(統 計 課) 二五〇

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例施行規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する
規則

(人事委員会) 二五〇
(同) (二五一)
(同) (二五一)
(同) (二五一)

告 示

包括外部監査契約の締結
土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の
指定の解除
土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない
区域の指定の解除
岐阜県産業技術総合センター所長印の制定
農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(行政管理課) 二五二
(環境管理課) 二五二
(同) (二五二)
(産業技術課) 二五三
(農村振興課) 二五三

公 示

落札者等に関する公示
公共測量の終了
開発行為の工事の完了
落札者等に関する公示
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区役員の退任及び就任

(情報企画課) 二五三
(用 地 課) 二五四
(建築指導課) 二五四
(美 術 館) 二五六
(西濃農林事務所) 二五六
(下呂農林事務所) 二五七

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則

(岐阜県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県立自然公園条例施行規則(昭和四十年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十四号様式の三中「書つき」を「よひ」に改め、「平成」を削り、同様式注第四号中「方法、使用」を「及び、方法、使用し」に改め、同様式注第五号中「次の」を「、次の」に改め、同号②中「手続き」を「手続」に改め、同号③中「その」を「その」に改める。

別記第十四号様式の五中「書つき」を「よひ」に改め、「平成」を削り、同様式注第四号中「次の」を「、次の」に改め、同号②中「手続き」を「手続」に改める。

(岐阜県自然公園法施行細則の一部改正)

第二条 岐阜県自然公園法施行細則(平成十二年岐阜県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第三十一号様式中「書つき」を「よひ」に改め、「平成」を削り、同様式注中「こと」を「こと。」に改め、同様式記載上の注欄事項欄四号中「方法、使用」を「及び方法、使用し」に改め、同様式記載上の注欄事項欄五号中「次の」を「、次の」に改め、同号②中「手続き」を「手続」に改め、同号③中「その」を「、その」に改める。

別記第三十三号様式中「書つき」を「よひ」に改め、「平成」を削り、同様式注中

「変更後の区域」を「、変更後の区域」に「こと。」を「こと。）」に改め、同様式記載上の注意事項第四号中「次の」を「、次の」に改め、同号②中「手続き」を「手続」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。ただし、第一条の規定(岐阜県立自然公園条例施行規則別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める改正規定に限る。)及び第二条の規定(岐阜県自然公園法施行細則別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める改正規定に限る。)は、同年七月一日から施行する。

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十七号

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この規則中別記様式裏面の改正規定は平成三十一年五月一日から、同様式備考の改正規定は平成三十一年七月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「研究開発企画監」を削り、「工業技術研究所副所長」を「産業技術総合センター副所長」に、「工業技術研究所企画調整課長」を「産業技術総合センター総務課長」に改める。

別表研究職の表知事の項次長の欄中「工業技術研究所長」を「産業技術総合センター

所長」に改め、同項試験研究機関の長の欄中「試験研究機関の長」を「試験研究機関の長」に改める。

センター副所長 に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の十二第一項及び第三十八条の十八第四項中「工業技術研究所、産業技術センター」を「産業技術総合センター」に、「セラミックス研究所」を「食品科学研究所、セラミックス研究所」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「研究開発企画監」を削り、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「工業技術研究所」を「産業技術総合センター」に改め、「課長」の下に「部門長」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。ただし、第三十八条の十二第一項及び第三十八条の十八第四項の改正規定（「セラミックス研究所」を「食品科学研究所、セラミックス研究所」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「研究開発企画監」を削り、同表試験研究機関の項中「副所長」の下に「部門長」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表知事の部本庁の項六級の欄中、「、研究開発企画監」を削り、同部工業技術研究所の項中「工業技術研究所」を「産業技術総合センター」に改める。
別表第一の表を次のように改める。

研究職給料表級別職務表

任命権者	機関	職務の級及び職務		
		3級	4級	5級
警察本部	岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関	部長又は困難な研究を行う専門研究員の職務	飛騨牛銘柄推進監、部門長、食品安全検査センター長、担当主幹又は特に困難な研究を行う主任専門研究員の職務	副所長の職務
警察本部	警察本部	科学捜査研究所副所長又は研究官の職務	管理監又は困難な業務を行う研究官の職務	

附則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 契約の期間の始期 平成三十一年四月一日
- 二 費用の額の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）

四 契約の相手方 住所 岐阜市則武西一丁目一六番一〇 四〇一号

氏名 堀 雅博
資格 弁護士

岐阜県告示第百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」といふ。）の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定を解除する要措置区域
平成三十年岐阜県告示第百九十七号により指定した区域（恵那市武並町竹折字折坂一九九番一三〇及び二〇八の各一部）の全部
- 二 指定に係る特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第二百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成三十年岐阜県告示第三百九十八号により指定した区域（恵那市武並町竹折字折坂一九九番五四、二二九、一三〇、一三三、一三三、一三四、一三五、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四八、一四九、一五六、一九五、二〇一、二〇三、二〇七、二〇八、二二〇、二二二及び二二四の各一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第二百六十八号

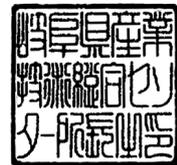
岐阜県産業技術総合センター所長印を次のとおり定め、平成三十一年五月一日から使用する。

なお、岐阜県工業技術研究所長印に関する告示（平成二十四年岐阜県告示第百七十七号）、岐阜県産業技術センター所長印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第百二十五号）及び岐阜県情報技術研究所長印に関する告示（平成十九年岐阜県告示第百六十五号）は、平成三十一年四月三十日限り廃止する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書 体 てん書
大 小 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県産業技術総合センター所長

岐阜県告示第二百六十九号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十八年岐阜県告示第百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 各務原地域の部を次のように改める。

一 各務原地域

各務原市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長村振興課及び岐阜県岐阜農林事務所へ備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>1 特定役務の名称及び数量 職員ID管理システムの導入及び運用保守業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 平成31年2月12日</p> <p>4 落札者を決定した日 平成31年3月25日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 名古屋市中区栄三丁目17番12号 株式会社日立製作所中部支社 支社長 藤野 仁史</p> <p>6 落札金額 52,580,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 (1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p>	<p>公共測量の終了</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成三十一年四月二十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>1 作業機関 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所</p> <p>2 作業種類 公共測量（台帳附图作成）</p> <p>3 作業期間 平成三十年十二月二十一日から 平成三十一年三月二十七日まで</p> <p>4 作業地域 加茂郡坂祝町</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成三十一年四月二十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>開発許可（変更許可） 番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐西建築第二 八号の二六 平成二九・九・七 〔同岐西建築第四号 の三六 同三一・三・一一〕</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p> <p>瑞穂市別府字堤外五ノ町一九二五番一、 一九二五番三の一部、一九二五番四の 一部、一九二五番五の一部及び一九二 六番一</p>	<p>公共施設の 種類</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p> <p>開発登録簿 による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>瑞穂市別府二二八八番地 瑞穂市長 棚 橋 敏 明</p> <p>揖斐郡大野町大字黒野一七二三番地の一 株式会社エックハウス 代表取締役 草 野 謙 輔</p>	<p>同岐西建築第三三三号の一 ○ 平成三〇・九・二六</p>	<p>瑞穂市古橋字若宮一六〇〇番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>揖斐郡大野町大字黒野一七二三番地の一 株式会社エックハウス 代表取締役 草 野 謙 輔</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	-----------------------	-----------	----------	------------------------------------------------------------

<p>〔同岐西建築第四号の三五〕 同三一・二・一八</p>	<p>同岐西建築第三号の二三 同岐西建築第三号の二 平成三一・一・四</p>	<p>同岐西建築第一八号の二 平成二九・九・八 同岐西建築第二六号の三〇 同三〇・一・一五 同岐西建築第四号の一六 同三〇・一〇・二五</p>	<p>同岐西建築第二号の六 平成三〇・四・二〇</p>	<p>同岐西建築第二号の一 平成二九・一二・七 〔同岐西建築第二六号の四六〕 同三〇・三・二七</p>	<p>岐西建築第一九九号 平成二八・一一・二一 岐西建築第一九九号の二 同二九・一・三〇 岐西建築第二四二号 同三〇・四・九 岐西建築第二〇〇号 同三〇・六・二〇 岐西建築第二〇〇号</p>
<p>瑞穂市本田字東八束田一一一九番一、 一一一九番二、一一二〇番一、一一二〇番二及び瑞穂市所管法定外公共物 (水路)</p>	<p>本巢郡北方町柱本池之頭三丁目一番の 一部、四番の一部、七番二、八番一、 九番二、一一番、一二番一、一二番二、 一三番一、一三番二、一四番一、一四 番二、一五番一、一五番二、一六番一、 一六番二、一七番一、一七番二、一八 番一、一八番二、一九番、同町高屋石 末三丁目一番から四番まで、五番一、 五番二及び六番から二番まで (第一工区)</p>	<p>不破郡垂井町字楠田一八四二番一の一 部、一八四二番四、一八四二番八の一 部、一八四三番一の一部及び同町府中 字清水一五八三番四</p>	<p>安八郡神戸町大字北一色字北島七七五 番一の一部及び七九三番一 (第二工区)</p>	<p>揖斐郡大野町大字寺内字八幡東四五三 番五、四五三番九から四五三番一三ま で、四六〇番三の一部、四六五番一、 四六五番四、四六八番一、四六八番二 の一部、四六八番七、四六八番八、四 七五番一の一部、四七五番二の一部、 四八七番一の一部、四八八番二の一部 四九八番一、四九八番四、同町大字寺 内字村西四四一番一、四四一番五、四 四一番六、四五三番一の一部及び大野</p>	<p>広場 水路</p>
<p>道路</p>	<p>道路 緑地 水路</p>	<p>道路</p>	<p>道路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>岐阜市早田東町九丁目二番地 山興住宅株式会社 代表取締役 山 田 百合香</p>	<p>本巢郡北方町長谷川一丁目一番地 北方町長 戸 部 哲 哉</p>	<p>大垣市牧野町一丁目二九三番地の一 岡本住建株式会社 代表取締役 藤 井 重 広</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸一一一番地 神戸町土地開発公社 理事長 古 澤 潤</p>	<p>大垣市今宿六丁目五二番地一八 岐阜県土地開発公社 理事長 宗 宮 正 典</p>	<p>同</p>

〇二 同三〇・八・一三三 岐阜県警察第一〇〇号 の四 同三十一・三三・一五	町所管法定外公共物（道路及び水路） （第二区）		
---------------------------------------------------	----------------------------	--	--

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成二十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 スポットライト (3500K) 390個の調達
スポットライト (4000K) 200個の調達
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成31年 2月12日
- 4 落札者を決定した日 平成31年 3月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝 2 5 10
ライオンプロビヒト株式会社
代表取締役 増澤 大助
- 6 落札金額 54,486,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県美術館総務部
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目1番22号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成二十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 ウォールウォッチャー スポットライト 410個
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成31年 2月12日
- 4 落札者を決定した日 平成31年 3月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝 2 5 10
ライオンプロビヒト株式会社
代表取締役 増澤 大助
- 6 落札金額 53,784,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県美術館総務部
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目1番22号

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したのと、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 謙

土 地 改 良 区 名	認可年月日
養老町上多度東部土地改良区	平成三十一・四・一五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
檜 俣 北 部 土 地 改 良 区	平成三二・四・一六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
萩原町土 西北部土 地改良区	平成 三・三・三	理事	熊崎 幸一	下呂市萩原町野上 五二二番地
		同	熊崎 治之	下呂市萩原町尾崎 六六〇番地一七
		同	廣瀬 晃二	同 三四八番地七
		同	青木 則夫	下呂市萩原町野上 三九二番地二
		同	伊藤 孝義	下呂市萩原町尾崎 三八五八番地
		同	今井 正利	同 二二四九番地
		同	松下 守 同	一六七八番地
		同	同	四三四番地一一三
		同	同	同
		同	同	同
		同	同	同
		同	同	同
		同	同	同

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
萩原町土 西北部土 地改良区	平成 三・四・一	監事	今井 和則	愛知県稲沢市長野二丁目四番二一〇〇六号
		同	熊崎 豊	下呂市萩原町野上 一二六一番地一
		同	村 杉 剛	下呂市萩原町尾崎一〇五〇番地二六
		理事	熊崎 治之	下呂市萩原町尾崎 六六〇番地一七
		同	熊崎 豊	下呂市萩原町野上 一二六一番地一
		同	廣瀬 晃二	下呂市萩原町尾崎 三四八番地七
		同	今井 和則	愛知県稲沢市長野二丁目四番二一〇〇六号
		同	伊藤 孝義	下呂市萩原町尾崎 三八五八番地
		同	大坪 三千男	同 一四三番地一
		同	青木 晃一	同 一一〇二番地一四
		同	青木 則夫	下呂市萩原町野上 三九二番地二
		同	石垣 浩司	同 五四四番地三
		監事	青木 正範	各務原市鷺沼羽場町六丁目二〇四番地
同	清水 幹夫	下呂市萩原町尾崎 一六六一番地		
同	青木 久義	下呂市萩原町野上 一一〇二番地		

平成三十一年四月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社